

『普通預金規定（普通預金「無利息型」を含む）』

1.（振込金の受入れ）

- （1）この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- （2）この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

2.（自動支払い等）

- （1）この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続をしてください。
- （2）同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

3.（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）100円以上について付利単位を100円として毎年3月と9月の当組合所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。（ただし「無利息型」には利息をつけません。）
なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

4.（未利用口座管理手数料）

- （1）令和2年11月1日以降に開設した普通預金口座は、当組合が定める一定期間、利息決算以外の預入れ または払戻しがない場合には、未利用口座となります。
- （2）未利用口座となった場合は、当組合所定の未利用口座管理手数料をいただきます。
- （3）この預金口座が未利用口座になった場合には、当組合はこの預金口座から、払戻請求書等によらずに 当組合所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。
- （4）第3項で引き落とした未利用口座管理手数料は、返却しません。
- （5）この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当組合は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、この預金口座を解約することができますものとしてします。
- （6）解約された口座の再利用はできません。

以 上

2020年11月1日現在